

名古屋大学 大学院国際開発研究科准教授 公募要領

1	募 集 件 名	名古屋大学大学院国際開発研究科 准教授（国際法学）の公募	
2	所 属	大学院国際開発研究科 国際開発協力専攻	
3	募 集 内 容	<p>[職務内容（業務内容、担当科目等）] (雇入れ直後)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 国際協力法又は国連法に関する講義 2 科目以上（英語） 2) 国際開発協力演習 I・II（英語） 3) 「国際開発入門」及び「日本の開発経験」の一部（英語） 4) 全学教育科目の「国際開発学」及び「国際学」（英語又は日本語） 5) 修士論文及び博士論文の研究指導 6) 国際開発海外実地研修及び国際開発国内実地研修 7) 国際開発研究科等における管理運営業務 8) その他国際開発研究科において必要と認められる業務 (変更の範囲) <p>東海国立大学機構が指定する業務</p>	
		<p>[勤務地] (雇入れ直後) 愛知県名古屋市千種区不老町 (変更の範囲) 東海国立大学機構が指定する就業場所</p>	
4	募 集 研 究 分 野	大分類	人文・社会
		小分類	国際法学・国際協力法・国連法
5	勤 務 形 態	常勤専任教員 契約期間：期間の定めなし	
6	応 募 資 格	<p>[必要な特定分野の資格、条件（学位等を含む。）、専門性等の詳細] 応募資格は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 国際法学又はその関連分野において、平和構築、安全保障、国連を中心とする国際協力、グローバルガバナンスに関する研究を行ってきた者。国際開発の視点も研究に含めていることが望ましい。 2) 博士号を取得している者もしくは取得見込みの者、又はそれに相当する研究・実務実績のある者。 3) 英語及び日本語で講義及び学生指導を行うことができる者。 4) 担当分野又は関連分野において、教育経験を有することが望ましい（本研究科における開講科目はすべて英語、全学教育科目は英語または日本語）。 5) 国際共同研究の実施や参画の経験、（競争的）研究資金の獲得実績等を有することが望ましい。 6) 国籍は問わない。ただし、校務及び学生指導に支障のない水準の日本語能力を有すること。 7) 「国際開発海外実地研修」及び「国際開発国内実地研修」を担当する意欲のある 	

		<p>者。</p> <p>8) 採用後、本研究科まで通勤可能なこと。</p>
7	待 遇	<p>[採用後の待遇（給与、勤務時間、休日、雇用期間、保険等）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与は東海国立大学機構名古屋大学年俸制適用教員給与規程に基づく年俸制です。 <p>経験に応じて初任給が決定されます。</p> <p>https://education.joureikun.jp/thers_ac/act/print/print110001585.htm</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用条件は、国立大学法人東海国立大学機構職員就業規則の定めるところによります。 <p>https://education.joureikun.jp/thers_ac/act/print/print110010928.htm</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間は、裁量労働制（専門業務型：一日は7時間45分のみなし勤務）に基づきます。 <p>一日の勤務時間は8時30分から17時15分までを基本とし、業務の遂行方法及び時間配分については、労働者の裁量に委ねられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇です。 ・休日は、毎週土・日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）です。 <p>ただし、休日に行う授業、入試等で業務を命ずることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険は、文部科学省共済組合、厚生年金、雇用保険及び労災保険に加入します。
8	応 募 期 間	2025年1月8日～2025年3月31日 必着
9	応 募 ・ 選 考 結 果 通 知 連 絡 先	<p>[応募方法（提出書類の送付先）]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 履歴書（A4サイズ。書式は自由。連絡できるE-mailアドレス・電話番号を記載する。性別の記載・写真の貼付は任意。） 2) 研究業績一覧。書式は自由。競争的資金の獲得実績がある場合は金額を含めて記載すること。 3) 主要著書・論文（英語もしくは日本語の業績に限る）（合計3点）。 4) 国際開発研究科における教育・研究についての抱負（和文3,000字程度もしくは英文1,200ワード程度）。 5) 仮に「国際協力法」という講義科目を担当するとした場合の講義シラバス案（講義の目的、講義の概要、15回の講義予定、教科書・参考書について、和文及び英文それぞれA4版1～2ページ）。 6) 推薦状2通（推薦者から人事選考委員会へ直送） <p>以上のうち(1)～(5)をpdfファイルで作成し、(1)～(5)の順に結合した単一のファイルを下記アドレスに提出してください。</p> <p>(送付先)</p> <p>人事選考委員会（メールアドレス：internationallaw@gsid.nagoya-u.ac.jp） (メールのタイトルは、「平和とガバナンスプログラム」担当准教授応募書類」とすること）</p>

	<p>[選考内容（選考方法、採否の決定）]</p> <p>1) 第一次審査 書類審査</p> <p>2) 第二次審査 面接（2025年4月～5月に実施予定。英語による模擬授業を含む。原則対面にて面接）</p> <p>※面接実施者については電話又はメールで通知する。面接の方法についてもその時に連絡する。</p> <p>[問合せ先]</p> <p>名古屋大学大学院国際開発研究科 人事選考委員会 E-mail: internationallaw@gsid.nagoya-u.ac.jp</p> <p>※ 電話による問合せには応じない。</p>
10 そ の 他	<p>1) 提出された書類は本選考のためだけに使用し、返却しない。</p> <p>2) 面接に要する交通費は支給しない。</p> <p>3) 名古屋大学は業績（研究業績、教育業績、社会的貢献及び人物を含む。）の評価において同等と認められた場合には、女性を積極的に採用する。ただし、履歴書等に性別を記載しない場合であっても不利益が生じないよう配慮する。</p> <p>・2021年11月、経済産業省の告示により「外国為替及び外国貿易法」（外為法）に基づく「みなし輸出」管理対象が明確化されることとなり、日本国内の技術提供においても、大学・研究機関における教職員及び学生への機微技術の提供の一部が外為法の管理対象となりました。該当する方は、本学の教職員公募に応募される際に、「類型該当性の自己申告書(様式1)」の提出が必要となります。以下様式から自己申告書様式をダウンロード・記入し、他の応募書類とともにご提出ください。なお、採用となった場合は別途「誓約書(様式3)」の提出が必要となります。</p> <p>参考</p> <p>https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/minashi/jp_daigaku.pdf 様式</p> <p>https://nuss.nagoya-u.ac.jp/s/8makynSm7qRswjJ</p> <p>※類型該当性の判断について不明な場合は下記にお問合せください。 名古屋大学学術研究・産学官連携推進本部 安全保障輸出管理事務局 E-mail : anzen@aip.nagoya-u.ac.jp</p>